

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 11 月 9 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 瀬 戸 元

第 1 監査の概要

1 監査の期間

令和 5 年 9 月 1 日（金）から令和 5 年 10 月 30 日（月）まで

2 監査の対象

「飯塚市新産業創出支援センター」の指定管理者の業務について

- ・ 指定管理者 株式会社 福岡ソフトウェアセンター
- ・ 担当課 経済政策推進室

3 監査の場所

監査事務局及び当該施設、福岡ソフトウェアセンター

4 監査の範囲

令和 4 年度の指定管理者の業務に関する財務及びその他の事務の執行状況、施設等の管理状況について

5 監査の方法

「飯塚市新産業創出支援センター」が設置の目的に沿って適切かつ効果的に管理され、財務事務が適正に処理されているかを主眼として、関係書類を抽出等により調査するとともに、現地調査や関係職員からの説明を聴取するなどの方法により、監査を実施しました。

6 監査の主な着眼点

【指定管理者】

- (1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
 - ① 施設管理業務の実施状況
 - ② 施設の利用状況
 - ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (4) 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
 - ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
 - ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】

- (1) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (2) 指定管理業務の履行確認は、精算報告書または実績報告書により適切に行われているか。
- (3) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

第2 監査の結果

1 指定管理料 令和4年度 9,939,600円

2 監査結果の内容

今回の監査においては、施設の管理、会計経理及び事業報告が、協定書等に基づき適正かつ効果的に行われているかに留意して実施しました。

その結果、「飯塚市新産業創出支援センター」における公の施設の管理に係る財務その他の事務は、概ね適正に執行されていることが認められました。今後とも、指定管理協定書等に基づく、適正な事務処理と事業の公益性のために、より一層努力されることを望みます。

なお、令和4年度事務執行の一部で、直ちに是正及び改善を要する事項がありましたので、下記のとおり文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正な処理を行うよう求めました。

【経済政策推進室に対する指摘事項】

1 銀行口座の管理について（局長指摘事項）

飯塚市新産業創出支援センターの管理運営に関する基本協定書（以下「協定書」という。）第19条及び第35条では、指定管理者は本業務固有の口座を管理し、本業務に係る経費とその他に係る経理を区分して整理する旨が定められている。

指定管理者は、固有の口座を開設しているものの、人件費及び常駐業務委託料については、自社口座から支出し振替処理を行っていなかった。また、指定管理料（第3回目）についても自社口座で受け入れたままとになっていた。

指定管理業務に係る口座管理については、前回監査においても指摘していたところである。

今後は、本業務に係る資金管理を適切に行うよう指定管理者への指導を徹底すること。

2 物品の管理について（局長指摘事項）

協定書に添付された仕様書では、指定管理者は、市の所有に属する物品については、飯塚市物品管理規則等に基づいて管理をすることとし、物品出納簿等を備えて整理することとされている。

しかしながら、物品出納簿等は整備されておらず、協定書等にも管理物品の一覧の記載がなく、指定管理者がどの備品を管理すべきかが明確になっていない。

管理物品の一覧を提示したうえで、管理物品の出納簿等の整備について指定管理者への指導を行うこと。

3 請求書等について（局長指摘事項）

通信費（2月請求分・3月請求分）について、支出の根拠となる請求金額の明細書の一部（2月請求分7,142円、3月請求分9,358円）が保管されていなかった。

指定管理者によれば、「口座振替明細書の送付先が所管課のため、後日所管課から明細書を受け取っている。2月・3月請求分の明細書は届いていない。」とのことであった。

所管課は書類の管理を徹底するとともに、送付先を変更するなど再発防止策を検討すること。

4 委託契約に係る事務処理について（局長指摘事項）

指定管理者が再委託した業務について契約書等を確認したところ、契約書（請書）

のないもの、点検、作業報告書のないものがあった。

契約書及び報告書は、委託内容、点検時注意事項、業務実施状況等を記した重要な書類であり、業務が適切に実施されているかを判断する際の資料となるものである。

適正な事務処理を行うよう指定管理者に指導すること。

※再委託 8 件中 契約書及び報告書のないもの 2 件、報告書のないもの 3 件

5 事業報告書について（局長指摘事項）

仕様書では、指定管理者が行う「施設の周知に関する業務」として、「入居企業数の増大及び利用者満足のために、市、大学、関係機関と連携し、セミナー等のイベントを開催すること。」が記載されているが、事業報告書において実施の確認ができなかった。

また、「施設衛生管理（空気環境測定検査、防鼠・昆虫駆除作業）に関する業務」についても同様に確認ができない。

所管課は、業務完了検査の際に協定書及び仕様書どおりに指定管理業務が行われているかの確認を徹底し、必要に応じて指定管理者への指導を行うこと。

6 指定管理料の支払いに係る文書について（局長指摘事項）

①委託業務完成(完了)検査報告書について

飯塚市新産業創出支援センターの管理運営に関する年度協定書では、指定管理業務委託料を 3 回に分割して支払うこととされている。

委託契約については、所管課が委託業務完成（完了）検査後に検査報告書を作成し、業務の遂行を確認したうえで支払いを行うものであるが、第 1 回・第 2 回については、検査報告書を作成しないまま支払いを行っていた。

今後は、適切な事務処理を行うこと。

②月次報告書について

指定管理業務報告書に添付された月次報告書について、枠内に文字が入りきらず読み取りできないもの（令和 4 年 4 月・11 月・12 月・令和 5 年 2 月分）があった。

管理監督者は、決裁時の確認を徹底すること。

【飯塚市新産業創出支援センター指定管理者に対する指摘事項】

1 銀行口座の管理について（局長指摘事項）

飯塚市新産業創出支援センターの管理運営に関する基本協定書（以下「協定書」という。）第19条及び第35条では、指定管理者は本業務固有の口座を管理し、本業務に係る経費とその他に係る経理を区分して整理する旨が定められています。

指定管理者は、固有の口座を開設しているものの、人件費及び常駐業務委託料については、自社口座から支出し振替処理を行っていませんでした。また、指定管理料（第3回目）についても自社口座で受け入れたままとなっていました。

指定管理業務に係る口座管理については、前回監査においても指摘していたところです。

今後は、本業務に係る資金管理を適切に行うようにしてください。

2 物品の管理について（局長指摘事項）

協定書に添付された仕様書では、指定管理者は、市の所有に属する物品については、飯塚市物品管理規則等に基づいて管理をすることとし、物品出納簿等を備えて整理することとされています。

しかしながら、協定書等にも管理物品の一覧の記載がなく、指定管理者がどの備品を管理すべきかが明確になっていないこともあり、物品出納簿等が整備されていませんでした。

所管課と協議のうえ、物品出納簿等を整備してください。

3 請求書等について（局長指摘事項）

通信費（2月請求分・3月請求分）について、支出の根拠となる請求金額の明細書の一部（2月請求分7,142円、3月請求分9,358円）が保管されていませんでした。

担当者によれば、「口座振替明細書の送付先が所管課のため、後日所管課から明細書を受け取っている。2月・3月請求分の明細書は届いていない。」とのことでした。

支出の根拠となる書類の整備を徹底してください。

4 委託契約に係る事務処理について（局長指摘事項）

指定管理者が再委託した業務について契約書等を確認したところ、契約書（請書）のないもの、点検、作業報告書のないものがありました。

契約書及び報告書は、委託内容、点検時注意事項、業務実施状況等を記した重要な書類であり、業務が適切に実施されているかを判断する際の資料となるものですので、委託ごとに整備してください。

※再委託 8 件中 契約書及び報告書のないもの 2 件、報告書のないもの 3 件

5 事業報告書について（局長指摘事項）

仕様書では、指定管理者が行う「施設の周知に関する業務」として、「入居企業数の増大及び利用者満足のために、市、大学、関係機関と連携し、セミナー等のイベントを開催すること。」が記載されていますが、事業報告書において実施の確認ができませんでした。

また、「施設衛生管理（空気環境測定検査、防鼠・昆虫駆除作業）に関する業務」についても同様に確認ができません。

協定書及び仕様書どおりに業務を実施し、事業報告書に遺漏なく記載するようにしてください。